

8 障害福祉サービス

1. 障害福祉サービス

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人、または知的障害があると判定された人

ウ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証などで精神障害があることが確認できる人

エ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

【内容】 障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある人それぞれの障害の程度や社会活動の様子、居住などの状況を踏まえて個別に支給決定が行われる支援サービスです。

①訪問系サービス…主に障害のある人の自宅で提供される支援サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護、自立生活援助

②日中活動系サービス…施設を利用して主に昼間に提供される支援サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（ショートステイ）、療養介護

※児童福祉法に基づくサービス：児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（学齢期児童）、保育所等訪問支援など

③居住系サービス…施設などで、主に夜間や休日に提供される支援サービス

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証、特定医療費（指定難病）医療受給者証、審査用の医師意見書（必要時）、市民税課税（非課税）証明書（必要時）、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】 ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

③介護保険被保険者は、介護保険での給付が優先されます。

2. 地域生活支援事業

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っている人、または知的障害があると判定された人

ウ 精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証などで精神障害があることが確認できる人

エ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

※日中一時支援事業（日帰り短期入所）の対象は、アの児童とイです。

【内容】障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある人のニーズや社会資源の状況など地域の実情に応じて、市町村の創意工夫で、柔軟な形で実施できる支援サービスです。

移動支援事業、日中一時支援事業（日帰り短期入所）

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援（精神通院）医療証、特定医療費（指定難病）医療受給者証、市民税課税（非課税）証明書（必要時）、個人番号（個人番号カードなど）

【備考】①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

3. その他の在宅支援

(1) 出張理容等サービス

窓口 障害福祉課または介護保険課

【対象】65歳未満の1級・2級の両下肢または体幹機能障害者で歩行不能の人

※ 施設に入所している人、病院に入院している人は対象外です。

※ 未就学児は対象外です。

【内容】近所の理容師または美容師が出張して年6回散髪を行います。

1回あたり500円の自己負担があります。

【手続】身体障害者手帳

【備考】以下の人は介護保険課が窓口です。（自己負担額：1回あたり1,000円）

①65歳以上で介護保険の要介護3～5の認定を受けている人

②特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホームに入所している人、入院している人は対象外です。

(2) 寝具の丸洗い

窓口 障害福祉課または介護保険課

【対象】 65歳未満の1級の肢体障害者

- ※ 施設に入所している人、病院に入院している人は対象外です。
- ※ 未就学児は対象外です。

【内容】 寝具の丸洗いを年3回、業者に委託して行います。

【手続】 身体障害者手帳

【備考】 以下の人は介護保険課が窓口です。(自己負担額：1回あたり500円)

- ①65歳以上で介護保険の要介護3以上の認定を受けている人
- ②65歳以上かつ要介護1・2の認定を受けている人で、医師から「おむつ使用証明書」の発行を受けた人
- ③特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホームに入所している人、入院している人は対象外です。

(3) 巡回入浴サービス

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 18歳以上65歳未満の下肢、体幹1級・2級の肢体障害者で、家庭における入浴が困難であり、医師が巡回入浴を適当と認めた人

イ アに該当する人で下肢・体幹1級の肢体障害者で、かつ知能指数35以下の人

ウ 18歳未満の下肢・体幹1級の肢体障害児で、かつ知能指数35以下の人で家庭における入浴が困難であり、医師が巡回入浴を適当と認めた人
(他のサービスの利用等により入浴が可能な人は除く)

【内容】 移動入浴車により、巡回入浴サービスをおおむね月4回行います。

ただし、イ、ウに該当する人は、夏季(6～9月)のみ月6回まで行います。

【手続】 身体障害者手帳、同意書、入浴証明書

【備考】 介護保険の訪問入浴介護を受けられる人は利用できません。

(4) IT講師の派遣

窓口 障害福祉課

【対象】 ア 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人(内部障害者を除く。)

イ A1・A2・B1の療育手帳を持っている人

ウ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内容】 民間のパソコン教室などへの参加が困難な重度障害者に対して、自宅などにITに詳しいボランティアを派遣してマンツーマンでパソコン講習を行います。

【手続】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

【備考】 ①1講習原則5回です。

②お一人につき年1講習の利用となります。

③講習に必要なパソコン機器などは原則障害者本人が用意してください。